

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

① 2023年6月1日付派遣労働者の数	22人
② 2022年度派遣先事業所数（実数）	3件
③ 2022年度労働者派遣に関する料金の額の平均額	80,036円
④ 2022年度派遣労働者の賃金の額の平均額	48,304円
⑤ マージン率（③－④）÷③	39.6%
⑥ 教育訓練に関する事項（入職時：該当者なし）	

■派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している（協定書の有効期限終期 2024年3月31日）

・ 協定労働者の範囲（すべての派遣労働者）

以上